

水道料金の改定を検討しています

令和8年4月に予定される県水(県から購入する水道水)の値上げなどに対応するため、学識経験者や公募などにより構成された「上下水道事業審議会」では、水道料金の改定について検討しています。今回は、審議会での検討状況をお知らせします。

給水加入金の適正化について



- 給水加入金の高さが大口使用者の増加の妨げになっている。
- 白岡市の大口の給水加入金は、県内でも極端に高い。
- 大きな企業が来れば収入も増える。誘致しやすい金額にすべき。

検討の結果

大口の給水加入金は、近隣市の加入金を参考に引き下げるべき。

水道料金の改定について



- 経営戦略に基づいた適切な水準に改定したほうがいい。
- 陥没事故のような事態が発生しないよう、水道施設の更新が行える収入が必要。

- 近年、市民の負担は増えている。可能な限り値上げ幅は小さくすべき。
- 2段階値上げなどの激変緩和措置も検討してはどうか。
- 次回の料金改定までに技術革新や経済状況の変化があるかもしれない。今大きく改定する必要はないのではないか。



- 今回の改定額を抑制すると、次回はそれ以上に大きい改定が必要になってしまう。
- 値上げは苦しいが、将来、より大きな改定が必要になるよりは、今適切な水準に引き上げたほうがよいと思う。
- 改定をするにしても、なぜその改定が必要なのか市民に説明が必要。
- 水道施設は、災害が起きても激甚災害としての支援が受けられない。一定の純利益を得て、適切な内部留保を持つ必要がある。

- 市民生活への配慮のための支援政策があるとよい。

検討の結果

令和8年度から改定率14.5%の引き上げが妥当。
付帯意見 市民生活に配慮した支援策を検討されたい。



今後は、具体的な料金表(料金体系)について審議を進めます。
審議会での審議結果は、最終的に答申書(意見書)として市長に提出されます。
市長は、答申書の内容を踏まえて議会に諮り、議会の議決を経て料金の改定が決定します。